

中間貯蔵施設への除染廃棄物（不燃物）搬出作業の実施について（福沢地区第2仮置場）

福沢地区第2仮置場（東福沢字小谷野地内）から中間貯蔵施設へ約1,100袋の除染廃棄物（不燃物）の搬出を令和3年3月上旬から令和3年3月下旬まで実施します。

今回の搬出作業をもって、福沢地区第2仮置場で保管していた除染廃棄物の搬出が全て完了します。

引き続き除染廃棄物の搬出作業に関しましてご理解とご協力をお願いします。

搬出作業内容

作業業者：前田・奥村・鴻池(こうのいけ)特定建設工事共同企業体

搬出車両：大型車両（10tダンプトラック）

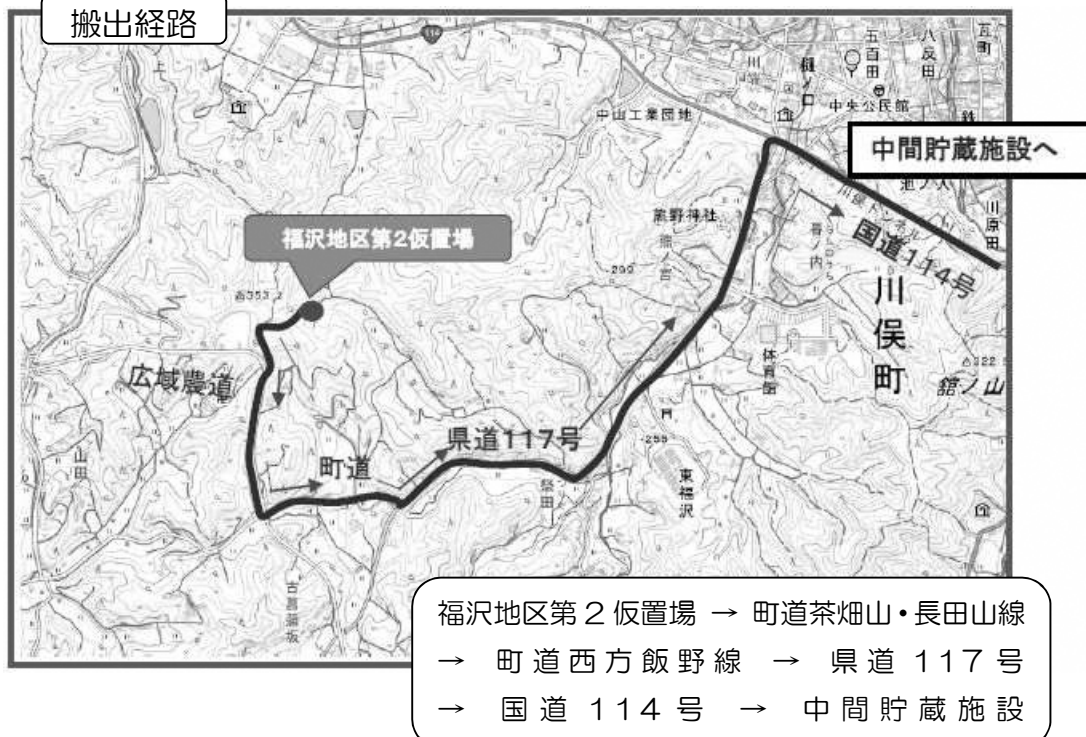
搬出時間：午前8時30分～午後5時

※現場内作業時間は午前7時～午後5時

※原則、日曜日及びお彼岸の搬出作業なし

※雨天等により期間の短縮又は延長の可能性あり

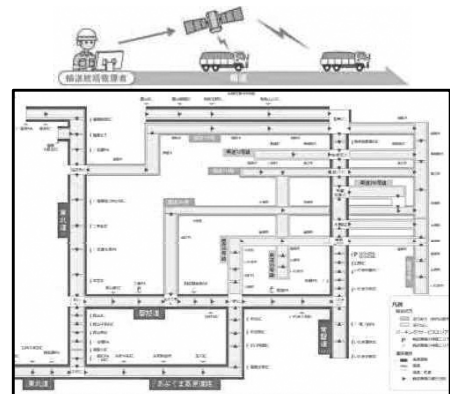
搬出経路



除去土壌等の輸送に当たっての主な安全対策

1 輸送対象物と輸送車両の一元的な管理

- 輸送対象物（除去土壌等を入れた全ての大型土のう袋等）に内容物や重量などが分かるタグ（札）を付け、全数管理します。
- 輸送車両の状況はGPS※で常時把握し、万が一問題が生じた場合もすぐに対応できるようにします。
※GPS：数個の衛星からの信号を受信機で受け取り、受信者が現在位置を知るシステム。
- 上記情報を環境省と環境省の委託業者（JESCO※）が一元的に管理し、安全な輸送を行います。
※JESCO：中間貯蔵・環境安全事業株式会社（政府全額出資の特殊会社）



〈除去土壌等の輸送車両の走行状況〉

2 除去土壌等の流出防止対策

- 除去土壌等は大型土のう袋等に入れて輸送します。
- 大型土のう袋に破損等が確認された場合は状況に応じ修繕もしくは新しい大型土のう袋に詰込みます。
- 輸送車両の荷台をシートで覆うことなどにより飛散を防止します。



3 運転者等の教育

- 輸送作業に従事する前に、輸送車両の運転者等に対して教育や研修を行い、本事業の重要性や放射性物質に汚染された土壌等を扱うに当たっての意識と技能等を高めます。



4 中間貯蔵施設区域内におけるスクリーニング

- 輸送車両が中間貯蔵施設区域内から退出する前には放射線量を測定（スクリーニング）し、基準値以上であれば洗浄等を行うことにより、周辺道路等の汚染の防止を徹底します。



環境省 「除染と中間貯蔵施設に関するお問い合わせ窓口」

フリーダイヤル： 0120-027-582 （受付時間 9：30～18：15 ※日・祝日除く）